

みやき町 地域防災計画 概要版

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、自治体の地域防災計画の想定を超えた災害が発生し、多くの尊い命や財産が失われました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7クラスの地震が連続して発生し、大きな被害をもたらしました。本町においても、最大震度5弱を観測し、被害が発生したところもありました。

加えて、近年、全国各地で局地的な豪雨に見舞われ、本町においても、平成30年から令和3年にかけて、大雨特別警報が発令されています。

みやき町においては、住民の生命、財産等を守るために地域防災計画を策定し、災害への備えに努めています。また、今後も状況に応じて改定等実施します。

みやき町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成される計画であり、様々な災害に対する対策を記載しているため、全編で300ページを超えるものとなっています。

本概要については、みやき町地域防災計画うち、特に町民の皆様に周知する必要がある重要な事項を抜き出し、記載しています。

多くの住民の皆様には本概要をご一読いただき、町防災行政に関心を持っていただくとともに、今後いつ発生するかわからない自然災害の備えとして役立てていただくため作成しています。

防災に関するお問い合わせ先

〒849-0113

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

みやき町役場 防災安全課

☎0942-89-1657

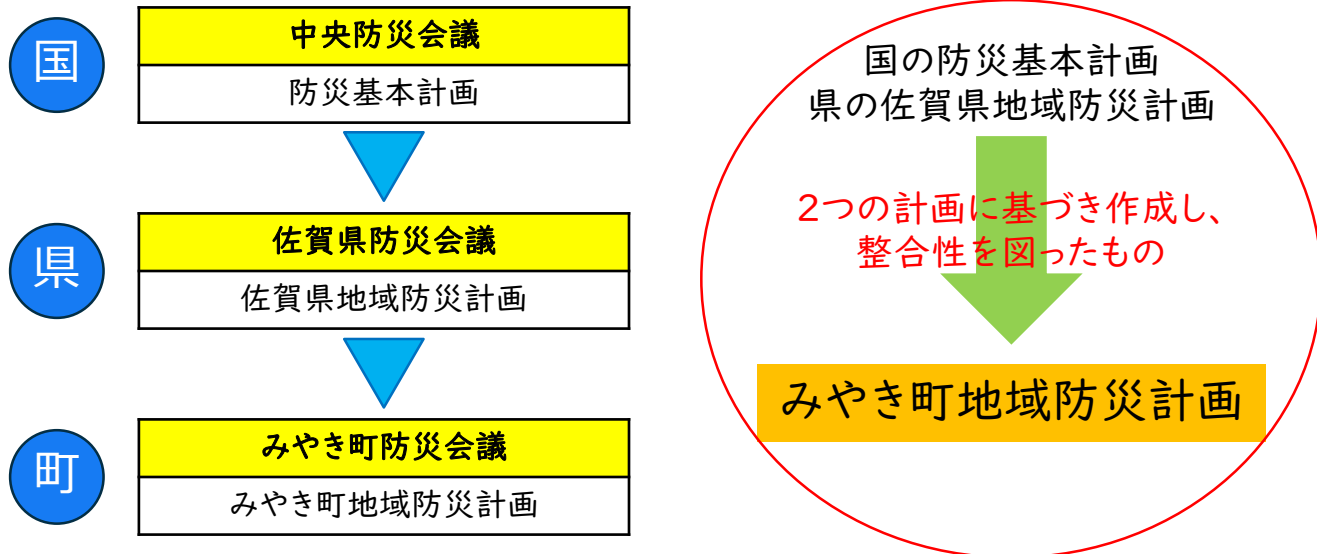


I 地域防災計画とは

●計画の目的

みやき町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、みやき町防災会議が作成するものであり、みやき町の地域に係る防災に関し、国、県、その他関係機関の処理すべき事務や業務の大綱を定め、さらには町民の皆様の役割を示すものです。

また、災害予防、災害復旧・復興についての必要な対策の基本を定め、町民の皆様の生命、身体又は財産を災害から保護することが目的となっています。



●みやき町地域防災計画で想定する災害(計画の構成)

本計画では、それぞれ次の災害について定めています。

風水害対策	・台風や大雨による浸水災害、土砂災害
地震災害対策	・地震による被害
その他の災害対策	・航空災害対策 ・林野火災対策 ・大規模火事災害対策 ・鉄道災害対策 ・原子力災害対策

●防災の基本理念

防災には、時間の経過ともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながります。各段階における基本方針は次のとおりです。

1 災害予防段階における基本方針「周到かつ十分な災害予防」

2 災害応急段階における基本方針「迅速かつ円滑な災害応急対策」

3 災害復旧・復興段階における基本方針「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

●町、防災関係機関、町民の皆様の役割

- | | |
|------------------------|--|
| 1 町（消防団を含む） | 地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、その他関係機関の協力を得て防災活動を実施します。 |
| 2 県 | 大規模災害等により市町の区域を越えた広域的な災害が発生した場合は、防災活動内容の統一的処理や各市町間の調整、自衛隊等の国の機関への協力要請など町の防災活動を支援します。 |
| 3 指定地方行政機関 | 指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう指導や助言等を行います。 |
| 4 消防機関（鳥栖・三養基地区消防事務組合） | 消防機関は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、その他関係機関の協力を得て、災害の防除、被害軽減のための防災活動を実施します。 |
| 5 自衛隊 | 自衛隊は、自衛隊法に基づき、災害派遣を行い防災活動を実施します。 |
| 6 指定公共機関及び指定地方公共機関 | 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性又は公益性を鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県、町、消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力します。 |
| 7 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等 | 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急活動を実施します。 |
| 8 町民 | 町民は、「自ら身の安全は自ら守る」という防災の基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心かけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動し、一人一人が防災に寄与するように努めます。 |

Ⅱ 災害予防対策

1 安全・安心な町土づくり

町、国、県及びその他の防災関係機関は、施設等の整備や対策の推進等を図り、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるよう努めます。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等について、町民の皆様の理解の促進のため、行政主導による対策には限界があることを前提とし、町民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

加えて、治水・防災・まちづくり・建設を担当する各部局の連携のもと、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価についても検討し、防災・減災目標を設定するように努めます。

(1) 町土保全施設の整備

・土砂災害に対する対策や河川の氾濫等の対策

(2) 公共施設等の整備

・施設の駐車場やグラウンドを活用した雨水貯留機能等の強化

(3) ライフライン施設等の機能の確保

・生活に必要不可欠な施設等の安全性の強化や点検・整備

2 災害応急対策、復旧・復興のために効果的な備えの推進

(1) 情報収集、連絡・伝達及び応急体制の整備

町及び防災関係機関は、風水害により町等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化、町民に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制の整備に努めます。

また、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことを鑑み、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報についての整理に努めます。

ア) 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

・関係機関相互の連絡体制、情報収集手段、被災者に対する情報伝達体制等の整備

イ) 情報の分析整理

・自然、社会、防災情報等の防災関連情報の収集・蓄積に努め、各種災害におけるハザードマップ等により周知

ウ) 電気通信事業者による体制の整備

・緊急速報メール、災害用伝言サービスの活用促進

(2) 防災活動体制の整備

ア) 職員の参集体制の整備

・職員災害行動マニュアル等を作成し、参集体制を整備

イ) 災害対策本部室等の整備

・防災活動の中枢となる対策本部等の情報通信機器の整備や非常用通信手段の確保

ウ) 防災拠点の整備

・緊急支援物資の拠点や防災活動拠点の整備

エ) 救援拠点の確保

・防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう各部隊の拠点を確保

(3) 災害拡大防止と二次災害の防止活動

ア) 浸水被害の発生拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

- ・水防計画書の策定

イ) 浸水想定区域の公表

- ・ハザードマップを作成、活用し、引き続き町民へ周知

ウ) 土砂災害の発生、拡大防止

- ・土砂災害警戒情報や土砂災害緊急情報等避難指示が適切に発表できるように整備

(4) 避難及び情報提供活動

ア) 避難計画

- ・避難指示等の判断伝達マニュアルの作成、避難所等に必要な設備の整備、避難経路及び誘導体制の構築

イ) 広域避難体制の整備

- ・大規模広域災害時に円滑な広域避難が行える体制の整備

ウ) 避難行動要支援者施設等の避難計画

- ・避難行動要支援者施設の避難計画作成に対して必要な指導・助言の実施

エ) 被災者支援体制の整備

- ・被災者支援の仕組みの整備

(5) 避難行動要支援者対策の強化

ア) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

- ・平時からの適切なケアシステムの構築、避難行動要支援者の名簿と支援体制の整備、避難支援プランの策定

イ) 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

- ・災害に対する安全性の確保や組織体制の整備、地域との連携の体制整備

ウ) 外国人の安全確保対策

- ・県と協力し、多言語ややさしい日本語による周知

エ) 避難所の要配慮者対策

- ・避難所における受入れ体制等の整備、福祉避難所の指定

(6) 防災訓練等の実施

ア) 総合防災訓練

- ・大規模災害の発生を想定し、各種応急対策、地域特性や防災環境に応じた訓練の実施

イ) 個別訓練

- ・情報伝達訓練や職員の参集訓練、避難所の設置運営訓練の実施

3 町民等の防災活動の推進

(1) 防災思想・知識の普及

ア) 職員への防災教育の実施

・研修会や講習会の実施、災害対応マニュアルの周知徹底

イ) 町民に対する普及啓発、防災学習の推進

・防災知識の普及啓発、災害対策パンフレット等の作成、講習会や出前講座の実施、学校の生徒等に対する防災教育の推進

ウ) 水害リスク等の提供

・被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供

(2) 自主防災組織等の育成強化

ア) 地域住民等の自主防災組織

・地域区分等による自主防災組織の設置の推進、組織の核となるリーダー養成の支援、女性の参画の促進

イ) 活動拠点及び資機材の充実

・自主防災組織の活動拠点の整備、資機材等の充実



自主防災組織の活動例



防災訓練の様子

Ⅲ 災害応急対策

Ⅰ 活動体制

町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するために、計画的に活動体制を確立します。

(1) 町の体制

ア) 災害情報連絡室 設置基準: 町内に気象庁から各種警報が発令された場合

イ) 災害警戒本部 設置基準: 町内で災害が発生した場合や町内に気象庁から各種警報が発令された場合

ウ) 災害対策本部 設置基準: 町内で甚大な被害が発生、又は発生する恐れがある場合や気象庁から各種特別警報が発令された場合

(2) 災害対策本部等の設置場所

災害対策本部等については、みやき町庁舎防災センターに設置されます。ただし、大規模災害等によりみやき町庁舎防災センターが使用不可能になった場合は、直ちに代替場所として、中原庁舎内に設置します。

(3) 情報の収集と伝達

町は、災害対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、必要な災害情報を積極的に収集するとともに、収集した情報を県や国、防災関係機関と情報共有するとともに、町民の皆様に迅速かつ的確な情報の伝達を行います。

【情報伝達手段】

●防災行政無線 ●ホームページ ●防災ネットあんあん ●防災ラジオ ●MAGOボタン
●みやきMAP ●みやき町公式LINE

2 避難等

災害等が発生し、土砂災害等の二次被害から町民の人命、身体を保護するために必要に応じで避難措置を行います。

河川の水位の急上昇や内水氾濫等により、道路冠水が発生し避難できなくなる状況も予想されますので、早め早めの避難を心がけるようにしましょう。

(1) 避難区分や判断基準

ア) 高齢者等避難 判断基準: 警報等が発令され、河川等が氾濫注意水位に達した場合

イ) 避難指示 判断基準: 警報等が発令され、河川等が避難判断水位に達した場合や土砂災害警戒情報が発表された場合

ウ) 緊急安全確保 判断基準: 特別警報等が発令され、河川等が氾濫危険水位に達した場合や土砂災害警戒情報が発表された場合

(2) 指定避難所一覧

施設名称	施設所在地	施設名称	施設所在地
中原庁舎	みやき町大字原古賀 1043	北茂安中学校	みやき町大字東尾 4435
中原小学校	みやき町大字原古賀 1364-2	北茂安体育館	みやき町大字江口 5128-2
中原中学校	みやき町大字簔原 1475-9	三根庁舎	みやき町大字市武 1381
三養基高等学校	みやき町大字原古賀 300	三根体育館	みやき町大字市武 1278-1
中原体育館	みやき町大字簔原 1003-1	農村環境改善センター	みやき町大字市武 1242
みやき町庁舎防災センター	みやき町大字東尾737- 5	三根東小学校	みやき町大字天建寺 2400
みやき町コミュニティー センター(こすもす館)	みやき町大字東尾 6436-2	三根西小学校	みやき町大字寄人 1385
北茂安小学校	みやき町大字東尾420	三根中学校	みやき町大字市武 1661

(2) 指定福祉避難所一覧

施設名称	施設所在地	施設名称	施設所在地
なかばる紀水苑	みやき町大字簔原 4260	自立訓練事務所 ぱれっと	みやき町大字白壁 2927
花のみね式番館	みやき町大字中津隈 5919	花のみね	みやき町大字西島 2730-1

3 各種対策

(1) 要配慮者対策

災害対策本部等については、みやき町庁舎防災センターに設置されます。ただし、大規模災害等によりみやき町庁舎防災センターが使用不可能になった場合は、直ちに代替場所として、中原庁舎内に設置します。

ア) 情報伝達の方法

・災害による情報提供を行う時は、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、要配慮者の内容や地域実態を考慮し、各障害等に合わせた情報提供手段により情報伝達を行います。

イ) 災害情報等の周知

・町は、異常現象を覚知した際は民生委員・児童委員やホームヘルパー等の協力を得て要配慮者に対し、迅速かつ確実に周知を行います。

ウ) 避難誘導

・避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき、地域住民等の協力を得て、避難施設等へ移送、社会福祉施設等への緊急入所、居宅における生活が可能な場合は、在宅福祉ニーズの把握を行います。

エ) 応急的処遇

・被災した要配慮者で福祉的処遇が必要なものに対しては、援助者及び援助物品の確保、社会福祉士や介護福祉士等の巡回相談等、社会福祉施設等への一時的な保護等を行います。

オ) 食料や日常生活用品の供給

・要配慮者で福祉的処遇が必要なものに対しては、代替食料等の確保、日常生活用品等の確保を行い、供給を行います。

カ) 社会福祉施設及び要配慮者関連施設等に係る対策

・町は、入所者・利用者の安全確保や支援活動を優先的にを行います。

(2) 外国人対策

町は、災害時に必要と認める場合は、多言語ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認、避難誘導、救助活動を行います。

また、生活支援として、多言語での情報提供や、避難所における相談体制の整備をボランティアの協力を得ながら行います。

Ⅳ 災害復旧・復興対策

Ⅰ 災害復旧・復興の基本方向及び計画的推進

(1) 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向を勘案し、①迅速な現状復旧を目指すのか、②災害に強いまちづくり等の中長期的課題解決を図る「計画的復興」を目指すのか、早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定します。

また、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画促進を図ります。

なお、必要に応じて、復興計画の策定も行います。

(2) 迅速な現状復旧

町が、「迅速な現状復旧」を目指す場合は、災害応急対策を講じた後、速やかに公共施設等の復旧事業を、災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行います。

ア) 復旧事業の対象施設

・公共土木施設、農林水産施設、都市施設、上下水・工業用水施設、社会福祉施設、公立学校、社会教育施設、公営住宅、公立医療施設、ライフライン施設、交通輸送施設

イ) 資金の確保

・町は、復旧事業の早期実施が図れるよう、必要な資金需要額を把握し、各国庫負担や地方債を考慮し、財源の確保に努めます。

ウ) 災害廃棄物の処理

・町は、必要に応じて仮置場・最終処分場を確保し、計画的に収集・運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を行います。

(3) 計画的復興(防災まちづくり)

町は、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整や女性・要配慮者の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、町民の理解を求めながら、復興計画を策定し計画的に復興を進めます。

2 被災者の生活再建への支援

(1) 被災者相談

町及び防災関係機関は、必要に応じ、町民等に生活再建のための情報の提供や問い合わせ・要望等に対応するための相談窓口を設置します。

(2) 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種支援措置を早期に実施するために、住家の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付します。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

(3) 災害弔慰金、見舞金等

ア) 災害弔慰金の支給

イ) 災害障害見舞金の支給

ウ) 被災者生活再建支援金の支給

(4) 就労支援

町は県の支援を受け、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災者の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施します。併せて、自営業、農林水産業、中小事業所に対する経営の維持・再生、起業等の支援策の充実も図ります。

(5) 租税の徴収猶予、減免

国税、県税、町税の期限の延長や法人税等の申告期限の延長、徴収の猶予を行います。

(6) 生活資金の確保

ア) 災害援護資金

町は、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けます。

イ) 県制度の活用

町は県事業の母子父子寡婦福祉資金貸付金及び県社会福祉協議会の生活福祉資金について、県を通じ貸付の斡旋を行います。

3 地域経済復興の推進

(1) 中小企業者に対する復旧・復興資金の確保

町は中小企業者に対する復旧・復興資金の確保について、県制度を活用するため、県との連携を図り、制度の紹介・斡旋を行います。

(2) 農林水産業に対する復旧・復興金融等の確保

町は被災した農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図ります。

また、被災者に対する共済金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図ります。